

福指第354号-2
令和5年10月23日

各介護サービス事業所
各介護施設等 } 管理者、施設長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業補助金交付要綱の改正について（通知）

このことについて、令和5年10月1日付けで「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」を一部改正しました。

改正後の要綱は、県のホームページに掲載しましたので御確認ください。

記

1 改正理由

新型コロナウイルス感染等に関する通常の医療提供体制への段階的な移行の一環で、令和5年10月から公費支援内容が見直されることに伴う改正

2 改正内容

(1) 【別表2】における助成額のうち業務手当相当分の取扱い

新型コロナ感染者への対応に係る業務手当に補助上限を設け、1人あたり日額4千円、月額2万円を上限とする。

(2) 【別添2-2】における施設内療養費の取扱い

ア 通常の補助及び追加補助の補助単価を、それぞれ1人あたり日額1万円から日額5千円に見直す。

イ 追加補助の要件であるクラスター発生人数について、大規模施設は5人以上から10人以上に、小規模施設は2人以上から4人以上に見直す。

3 掲載ホームページのURL

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040737/1053950/1053960.html>

担 当 介護指導第1班

電話番号 054-221-2409

受付時間 平日午前9時～午後5時